

インフラの維持管理に係る官民連携事業の
導入検討支援
募集要領

(応募受付期間)

令和2年3月11日(水)～4月13日(月)14:00必着

(応募申請先、事前相談及び問合せ先)

〒100-8918

東京都千代田区霞が関2-1-3 中央合同庁舎3号館3階
国土交通省総合政策局社会資本整備政策課 山下、宮本、井上

TEL：03-5253-8111（内線26522、26523、26532）

FAX：03-5253-1548

電子メール：hqt-kanmin_renkei@gxb.mlit.go.jp

令和2年3月

国土交通省 総合政策局

1. 背景・目的

老朽化や技術職員数の減少などインフラの維持管理に係る課題を解決する手段としての官民連携手法の導入可能性や導入に際しての課題やその対応方針を明らかにするため、インフラの維持管理分野に係る官民連携手法の導入検討を行う地方公共団体を支援することを目的とします。

2. 支援の仕組み

2. 1 支援対象

国土交通省所管のインフラのうち料金収入を徴収しないものの維持管理に係る官民連携事業（※）の導入を検討する地方公共団体

※ 例：包括的民間委託、修繕を含むPFI事業等

2. 2 支援内容

地方公共団体が、2.1に記載された官民連携事業の導入するに当たり必要となる調査・検討等について、国土交通省が委託契約したコンサルタントを派遣し支援します。

具体的には、次のような支援内容を想定しています。

地方公共団体が実施する業務	本事業による支援内容例
① 事業実施に係る課題の整理	<ul style="list-style-type: none">・各種データの整理・先行事例の研究・整理及び助言・事業者ヒアリングの実施
② スキーム、進め方の検討	<ul style="list-style-type: none">・対応策・スキームの検討・活用可能な制度の整理・法制度・財政制度面等における課題の整理及び解決策の検討支援
③ マーケットサウンディング	<ul style="list-style-type: none">・資料の作成支援・ヒアリング等の同席・ファシリテート
④ 関係者との調整	<ul style="list-style-type: none">・（必要に応じて）住民・地元企業説明、庁内・議会説明における資料の作成支援

2. 3 支援期間

国土交通省とコンサルタントの業務委託契約締結後（令和2年6月を想定。）から令和3年3月12日（金）まで。

2. 4 支援要件

支援に当たっては、以下の要件を満たしていただく必要があります。

- ・ 検討内容及び検討結果を公表することに同意すること
- ・ 国土交通省と連携・協力して主体的に調査・検討を進めること
- ・ 3. 2 の応募申請書及び参考資料を本業務の委託事業者公募の際、提案事業者に対して内容を共有することに同意すること

3. 応募申請について

3. 1 応募主体

応募主体は地方公共団体とします。

3. 2 応募申請書

別添の応募様式に必要な事項を記入の上、参考資料を含めて、電子メールにてご提出ください。

なお、ご提出いただいた後、問合せをさせていただく場合がございますので、ご留意ください。

3. 3 応募受付期間

令和2年3月11日（水）～ 4月13日（月）14:00 必着

3. 4 提出及び事前相談先

〒100-8918

東京都千代田区霞が関 2-1-3 中央合同庁舎 3 号館 3 階

国土交通省総合政策局社会資本整備政策課 山下、宮本、井上

TEL：03-5253-8111（内線 26522、26523、26532）

電子メール：hqt-kanmin_renkei@gxb.mlit.go.jp

3. 5 選定方法

支援対象は、応募様式と応募者へのヒアリング実施等をもとに、庁内における政策方針・合意形成の状況、検討課題等の新規性・汎用性等を総合的に勘案の上、外部有識者からなる第三者委員会の意見を踏まえ、3 地方公共団体程度を選定させていただきます。